

外国人留学生を対象とする観光庁行政体験研修 2008 募集要綱

1. 趣旨

本年10月1日に、国土交通省の新しい行政組織として発足した「観光庁」において、外国人留学生の皆さんのキャリア形成の支援に資するとともに、観光行政に対する理解を深めていただくことを目的として、実際の観光行政事務を体験していただく企画として、外国人留学生の方を対象にした行政体験研修を実施します。

2. 概要

- (1) 研修に参加する学生（以下「参加学生」という。）は、観光庁の担当部署に一定期間在籍していただき、観光庁職員からのレクチャー、フィールドワーク等を通して、観光行政の課題について、研究・発表をしていただきます。
- (2) 参加学生は3名を予定しています。
- (3) 受入予定部署及び研究・発表のテーマは、別紙1のとおりです。

3. 対象者

所属大学等から推薦を受けた外国人留学生

4. 期間

平成20年12月1日～平成21年2月28日の毎週火・木曜日 各日とも午後2時～午後6時（予定）
※授業の都合等により、勤務日・勤務時間については調整が可能です。

5. 場所

観光庁（所在地：東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階）

6. 募集方法等

応募にあたっては、所属する大学から学生を推薦していただきます（学生個人からの応募は受け付けません。）。

- (1) 学生の方：「外国人留学生を対象とする観光庁行政体験研修 2008 応募用紙」（別紙2）に必要事項を記入し、大学の窓口に提出してください（下記6.（2）の締切日は、大学が国土交通省に応募する締切であり、学生が大学へ提出する締切ではありませんので、ご注意ください。）
- (2) 大学の担当部局の方：学生からの応募を取りまとめ、「外国人留学生を対象とする観光庁行政体験研修 参加推薦書」（別紙3）を作成し、平成20年10月31日（金）までに、学生が作成した応募用紙と併せて「〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎3号館 国土交通省大臣官房人事課企画班 河田」まで郵送してください。

7. 参加学生の決定

書類選考の後、受入予定者についてのみ、平成20年11月中旬に各大学宛に連絡します（事情により遅れる場合は、別途連絡します。）。

また、応募状況により面接を実施する場合があります（詳細は各大学宛に連絡します）。

8. 参加の条件

- (1) 参加学生には、事前に、参加にあたっての遵守事項（別紙4）に関する誓約書を提出していただきます。
- (2) 研修の参加経費（交通費、滞在費、食事代、保険料、フィールドワーク参加費等）については、原則として各自で負担していただきます。国土交通省は支給しません。
- (3) 研修への参加に際しては、大学の指定する災害傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを条件とします。
- (4) 研修への参加に際しては、参加学生の所属する大学と当省との間で遵守事項等に係る覚書を締結していただくこととなります。

9. 問い合わせ先

国土交通省 大臣官房 人事課 河田 （電話）03-5253-8170
観光庁 参事官室（観光経済担当） 渡辺 （電話）03-5253-8325